



島根県報

平成28年5月13日（金）

号外 第108号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第374号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 5 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町亀高1371番2地先から同地先まで	前	メートル 16.10～ 20.90	メートル 19.10	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 交通安全工事 減幅
			後	12.80～ 17.20	19.10	
県 道	出雲路自転車道線	出雲市松寄下町599番92地先から同番57地先まで	A	1.80～ 2.50	100.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
			B	2.20～ 2.50	100.00	
			後 B	2.20～ 2.50	100.00	
"	"	出雲市松寄下町599番57地先から同番26地先まで	A	1.50～ 3.80	95.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
			B	2.20～ 4.00	95.00	
			後 B	2.20～ 4.00	95.00	
"	木次直江停車場線	出雲市斐川町出西14番地先から同327番地先まで	A	4.30～ 6.80	1,050.00	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
			B	4.30～ 6.80	1,050.00	
		C	4.30	40.00		
		後 A	4.30～ 10.35	1,050.00		

島根県告示第375号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	木次直江停車場線	出雲市斐川町出西14番地先から同327番地先まで	メートル 1,050.00	平成28年 5月13日	出雲県土整備 事務所	
〃	矢尾今市線	出雲市高岡町614番1地先から同市大塚町1024番5地先まで	636.00	平成28年 5月13日		